

告示

埼玉県告示第七百九十五号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十七年七月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団全仁会東都春日部病院 医療法人社団協友会彩の国東大宮メディカルセンタ	埼玉県春日部市大畑六五二番七 埼玉県さいたま市北区土呂町一五二二	平成三十年 二月二十七日 同右